富岡市子ども読書活動推進計画

《子ども読書のまち富岡》をめざして

富岡製糸場のあるまち



平成30年3月

富岡市・富岡市教育委員会

富岡市子ども読書活動推進計画目次

第1章	計画策定の趣旨
1	計画策定の目的・・・・・・・・・・・2
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・2
3	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	富岡市子ども読書活動推進計画体系図・・・・・・・・・・3
第2章	計画推進のための具体的な取組
1	家庭・地域等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 4
2	学校等における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・ 10
3	関係機関との連携・協力・・・・・・・・・・・・・13
第3章	継続的な読書活動推進のための体制整備・・・・・・・・・・18
【資料	
OŦ	子どもの発達段階に応じた取組の目安 ・・・・・・・・・・・・19
OŦ	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

近年、私たちの身のまわりでは、テレビやインターネット、スマートフォンなどの様々な新しい情報メディアの発達・普及に伴い、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化しており、子どもたちの読書離れが進み、読書活動に親しむ機会が減少傾向にあります。

このような中で、子どもは読書を通じて読解力や想像力、表現力等を養うとともに、子どもが自ら学ぶ楽しさを身につけていけるよう推進することが重要になってきます。 そのため、図書館・家庭・地域・学校・保育所等はもとより、社会全体で子どもの読書 活動を推進していくことが、ますます重要となります。

こうした状況を踏まえ、国は、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第三次)」を策定、群馬県でも、平成27年3月に「群馬県子ども読書 活動推進計画(第三次)」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

富岡市においても、子どもの読書活動推進に関わる施策や事業を体系化し、子どもたちに関わる関係機関が協力しあうことで、意欲的に読書活動に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを進めるため、「富岡市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

3 計画の構成

本市の読書活動推進計画は以下の3つを柱として、実情を踏まえ本計画の推進に取り組みます。

- (1) 家庭・地域等における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 関係機関との連携・協力

【 富岡市子ども読書活動推進計画体系図 】

(1)図書館 図書館における環境整備・児童サービスの充実 (2)家庭 家庭への広報と啓発 1 家庭・地域等における (3)地域 子どもの読書活動の推進 地域の関係団体との連携強化 (4)公民館 地区公民館の読書活動の推進 (5)乳幼児に対する読書活動の推進 乳幼児へ本と触れ合う機会を提供 (1) 学校 2 学校等における 学校における読書活動の推進 子どもの読書活動の推進 (2) 幼稚園、保育所、認定こども園など ① 幼稚園、保育所、認定こども園などにおける読 書活動の推進 ② 保護者への啓発 (1) 関係機関・関係団体との連携・協力 3 関係機関との連携・協力 ① 地域づくり課 ② 福祉課 ③ 健康推進課 ④ こども課

⑤ 教育総務課

⑥ 学校教育課

第2章 計画推進のための具体的な取組

1 家庭・地域等における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが初めて本と出会う場所です。家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めることにもつながります。

また、親は、子どものうちから読書習慣を身につけることの重要性を理解し、日常の生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、子どもの読書活動に積極的に関わっていくこと(「親自身が読書する姿を子どもに見せる」「子どもと一緒に図書館に出かける」「読み聞かせ会に参加する」等)が必要です。

さらに、支援を必要とする子どもに対する読書活動の推進にも取り組みます。

(1) 図書館

図書館における環境整備・児童サービスの充実

【 現状・課題 】

図書館で子どもたちが、のびのびと読書を楽しめるよう児童用資料をより一層整備し、 多様化する利用者の要望に応じられるように、図書館サービスの更なる充実を図る必要 があります。

また、図書館の状況に応じた環境整備や従来のサービス向上に努めるとともに、積極的に本や図書館の存在をアピールしていくことが大切です。

- ・ 乳児から青少年向けまで、発達段階に応じて多様な図書資料を計画的に整備する とともに、新刊や推奨する本を紹介します。
- ・ 図書館の仕事を理解し図書資料等に親しんでもらうために、職場体験学習生を積極的に受け入れるとともに、園児・児童の見学等も随時受け入れます。
- 読み聞かせを行っている図書館ボランティアなどと連携をとりながら様々な事業を実施します。
- 「小・中学校の調べ学習コーナー」の充実に努めます。
- 読み聞かせなどのボランティア団体への支援・協力に努めます。
- 子ども読書活動推進に係る司書の資質向上に努めます。
- ・ 子ども読書活動に関する理解と関心を高めるために、成人の読書活動を推進します。

- ・ 「子ども読書の日」や「読書週間」を中心に、関係機関が連携・協力して子ども が興味・関心を持つようなイベントを開催します。
- ・ 司書教諭、学校司書(図書事務員)、幼稚園教諭、公民館主事、図書館職員等の 意見交換の場を定期的に設け、情報の共有化により、一層の読書活動の充実を図 ります。





(2) 家庭

家庭への広報と啓発

【現状・課題】

社会全体が、読書に関する取組を拡充してきたことにより、子どもの読書環境は以前より整ってきています。しかし一方で、本をよく読む子どもと読まない子どもがいることが大きな課題となっています。この背景には、各家庭の読書に対する意識の差がひとつの要因として考えられます。

乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親子の大切なコミュニケーションであり、子どもの感性や心を育むため極めて重要な活動であるといえます。しかし、未だ読み聞かせが行われていない家庭も少なからず存在します。核家族化が進む中で、子育てに悩む保護者も増加していることから、読み聞かせを含む社会全体の家庭教育支援が求められています。そのため、市ではブックスタート事業やNPO等の読み聞かせなどを通じ、絵本に親しむ機会を提供しています。

また、就学児については、スマートフォンやゲーム、インターネット等の様々な情報 メディアの普及に伴い、子どもを取り巻く生活環境は大きく変わりつつあります。保護 者は、子どもの読書時間を確保し、日常的に本と接することができるよう家庭での読書 環境を整えることが必要です。

【取組】

保護者 (大人)

- ・ 子ども読書活動の意義や重要性、楽しさを知るため、保護者自身が読書に親しむ よう努めます。
- 図書館等で実施する講演会や研修会、おはなし会などに積極的に参加します。
- ・ 図書館や幼稚園、保育所、認定こども園などが提供している子どもの読書に関する情報を積極的に収集します。

子どもへの働きかけ

- ・ 絵本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、本の楽しさを教 えていきます。
- 本の魅力を伝え、子どもの読書習慣の定着に努めます。

(3) 地域

地域の関係団体との連携強化

【現状・課題】

子どもは地域の宝です。PTA 活動や公民館行事など、親子で参加する行事を中心に普及活動を実施したり、児童館や放課後児童クラブなどでも読書に親しむための、効果的な取組を進めるとともに、各機関・団体などが情報交流に努め、本を通して地域における読書活動を推進することが大切です。

- ・ 地域における子どもたちと大人の交流促進を図るなかで、地域読書活動の催しなどを開催します。
- PTA 活動や子ども会行事の中で読書普及活動を推奨します。
- ・ 児童館や放課後児童クラブでも読み聞かせや推薦図書等の紹介を行い、読書の楽 しさを広める活動を行います。
- ・ 市民の読書活動に対する啓発・推進を図ります。



(4)公民館

地区公民館の読書活動の推進

【現状・課題】

公民館には図書室が設置されていますが、十分な利活用が図られていないため、蔵書 の充実などを通じて、図書の利用拡大に努めることが必要です。

一部の公民館においては、図書の利用拡大と利便性向上を目的として、図書館資料の返却サービスを実施しています。また、地域づくり協議会等の地域団体が、読み聞かせ活動を行うなど、地域における読書活動の推進の場となる動きが始まっています。

【取組】

- ・ 地域団体が行う読み聞かせ活動の事業支援や、図書館の返却サービスを全館で実施するなどして、図書の利用拡大に努めます。
- ・ 地域のイベントでは、積極的にボランティアが関わる仕組みづくりに努め、公民 館に団体登録している読み聞かせグループ等の活動を支援します。
- ・ 公民館主催事業に、読書活動の大切さや読み聞かせの方法等を伝える講座等を追加していくことを検討します。

(5) 乳幼児に対する読書活動の推進

乳幼児へ本と触れ合う機会を提供

【現状・課題】

親と子のスマイルサロンや児童館には図書コーナーを設置し、育児書や乳幼児向けの 絵本を自由に親子で見ることができます。また、妙義児童館では図書の貸出を行ってい ます。

乳幼児を対象とした各種スクールや子育て支援センター、保健センターでは、「読み聞かせ」等の事業を行い、これまで以上に絵本に親しむ機会を増やしています。マタニティースクールにおいても絵本の読み聞かせや貸出を行い、おなかの中にいる時から、絵本に親しむ働きかけをしています。

保健センターでは、平成15年度からブックスタート事業を実施しています。また読み聞かせに関する資料を配布するなどして、絵本を介した親子の絆づくりの大切さを伝えています。

※ブックスタート事業とは

市では、すべての赤ちゃんとその保護者を対象として、乳児健診などの機会に「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけを届ける事業。

- ・ 子育て支援センター、児童館などで手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居やパネルシアターなど、一層の充実を図ります。
- 「子育ては胎児期から」読み聞かせの大切さをより一層浸透させていきます。
- ・ 図書館や読み聞かせ団体等の関係機関との連携のもとブックスタート事業を継続 し、対象者に図書館案内のチラシを配布するとともに、絵本を介して親子のコミュニケーションの大切さを伝えます。
- ・ 乳幼児を対象とした事業(乳幼児健診や育児相談など)の開催時に、親子が絵本 や紙芝居等に親しむ機会の提供を継続します。
- 各施設で、保護者への情報提供や啓発を継続して行っていきます。









2 学校等における子どもの読書活動の推進

小・中・高等学校では、子どもが本のよさを知り、生涯にわたって自ら読書を楽しむ習慣を形成するため、発達段階に応じた読書活動を推進していく必要があります。そして、各教科等の学校教育全体を通じて、適切な支援を行うことが大切です。中でも、学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させることが大切です。

また、幼稚園や保育園、認定こども園などにおいては、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会 を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるこ とが求められます。

(1) 学校

学校における読書活動の推進

【現状・課題】

平成28年度に大規模な蔵書の入れ替えや新規購入を行い、学校図書館の本を利用する児童が増加しました。また、全校に司書教諭免許を持った教員を配置して、専門的な見地から図書館教育を進められるようにしています。

各学校では、朝の全校一斉読書や保護者・地域の方による読み聞かせ、ブックトークや推薦図書コーナーの設置、スタンプラリー等を通じて児童生徒が楽しみながら一定量の読書に取り組めるよう努めています。さらに、調べ学習等を計画的に進められるよう、学習情報センターとしての機能の一層の充実が求められています。

学校だけでなく家庭における読書習慣を確立するため、「家庭読書の日」等を設けるなどして読書の輪を拡げていくことに努めています。



- ・ 各学校で、読書にかかわるカリキュラムを整備し、系統的に読書の楽しさを味わう ことができるように努めます。
- ・ 朝の読書や読み聞かせ、子どもの主体的な委員会活動など、全校で取り組む読書 活動を推進します。
- ・ 各教科等の学習に関連した図書資料の収集を行うなど、学校図書館の蔵書の充実を図ります。
- ・ 学校図書館の円滑な運営に努め、家庭や地域に対しての読書の意義や読書習慣の 形成などについて働きかけていきます。





(2) 幼稚園、保育所、認定こども園など

① 幼稚園、保育所、認定こども園などにおける読書活動の推進

【現状・課題】

幼稚園や保育所、認定こども園などでは、毎日の活動の中で、絵本の読み聞かせや 紙芝居が行われています。図書館から絵本や童話、大型絵本などを借りたり、絵本コ ーナー等の充実を図ることで、子どもが自由に読書ができる環境整備を進めています。 反面、家庭での読み聞かせの充実に課題があり、そのためには絵本の貸し出しや情 報の発信が必要となります。

【取組】

- ・ 図書館から幼稚園や保育所、認定こども園などへ案内通知を発送し、「団体貸出」 制度の理解と利用促進を図ります。
- ・ たくさんの本と出会えるよう、保護者に図書館の利用について働きかける取組を行います。
- 絵本の貸し出しや絵本に関する情報の発信を積極的に行います。

② 保護者への啓発

【現状・課題】

保護者が子どもとともに絵本を読むことに関心を持てるよう、園だより、保護者会 等を活用して啓発しています。

また、地域の親子に絵本の魅力や情報を提供して、意識の啓発を図っています。

- 幼児期における読書の大切さや意義についての講座や講演会を開催し、保護者に 啓発します。
- 子どもに読んであげたい絵本のリストを作成します。
- ・ 親子で図書館を利用するきっかけづくりとして、幼稚園や保育所、認定こども園 などで図書館訪問事業を実施していきます。

3 関係機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と 親しむことができる環境を整備していくことが必要です。

(1) 関係機関・関係団体との連携・協力

【現状・課題】

図書館や公民館図書室は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しさや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。

そのため、図書館や公民館図書室は、専門職員により年齢や目的に応じた図書等を 計画的にそろえるとともに、その活用や普及に努めていく必要があります。

また、その時々の子どもを取り巻く社会環境等を十分認識した上で、子どもや親に 対して読書活動の普及や習慣化を推進していく必要があります。

さらに、子どもを持つ親の多くが参加する行事や足を運ぶ場所を中心に読書の普及活動を実施するなど、効果的に取組を進めるとともに、子ども会育成会やPTAといった社会教育関係団体の協力を得ていくことも大切です。

- ・ 関係機関等は、積極的に連携・協力を図り、効果的に子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- 関係機関は、地域の団体や読み聞かせ団体等と協働して、読書環境整備に努めます。
- 各関係機関は情報収集を図り、読書活動の情報発信に努めます。
- ・ 県及び自治体の図書館等との連携を図り、読書活動の推進に努めます。
- ボランティア団体等の活動事業の支援に努めます。

① 地域づくり課

【現状・課題】

公民館の利活用について、地域の拠点機能を強化する必要性に基づき、地域住民の 皆さんの利便性等を考慮しながら、公民館の機能強化に努めます。

【取組】

- 公民館主催事業の充実を図ります。
- 地域住民の皆さんから必要とされる公民館運営に努めます。

② 福祉課

【現状・課題】

窓口では視覚障害児(者)の点字図書や録音図書の問合せについては図書館を紹介し、録音図書再生機などの貸出の問合せは群馬県点字図書館を紹介しています。

また、点字図書や視力補助用具の購入については日常生活用具給付事業の中で、該当者には申請により購入価格の一部を市が負担しています。

※録音図書(デイジーCD図書)とは

点字図書館や一部の公共図書館で貸出しているほか、ボランティアグループなどで録音図書がCD-ROM 等で制作され、専用再生機で聴くことができる図書。

※日常生活用具給付事業とは

重度障害者等が日常生活において制約がある人に対し、必要に応じて日常生活用具を給付する事業。

- 新たな給付サービスが開始され次第、速やかに情報を発信します。
- ・ 本を読むことが苦手な障害児が、本に親しめるよう図書館等関係機関との情報連携を図り、それぞれの情報を共有し窓口でのサービスができるよう努めます。

③ 健康推進課

【現状・課題】

ブックスタート事業の際、図書館の「おすすめ絵本リスト」やおはなし会等のイベント案内を作成して配布しています。また、読み聞かせボランティアなどが絵本を介した親子の絆づくりを説明するとともに、読み聞かせを実演し、家庭での読み聞かせを推奨しています。

保健センターでは絵本を常設し、母子保健事業等の待ち時間に気軽に絵本に親しめるような環境づくりに取り組んでいます。

- 妊娠期・乳幼児期から本に親しむ習慣が身につくよう、健康推進課や読み聞かせ団体等と連携し、母子保健事業等を活用した絵本や本に接する機会づくりの推進に努めます。
- ・ おはなし会等の図書館情報の提供や、おすすめ絵本リストの配布などを継続します。
- 保健センターへの絵本の常設を継続します。
- ・ ブックスタート事業が効果的に継続できるよう、おはなし会等の図書館情報の提供 や、おすすめ絵本リストの配布などの支援に努めます。









④ こども課

【現状・課題】

近年、求められている子育で情報は多種多様となっており、子どもの読書に関する情報を発信していくことが必要です。そのためこども課では保護者に向けて家庭での 読み聞かせの大切さや意義について啓発し、親子読書への働きかけを行っています。

今後は幼稚園や保育所、認定こども園などへも図書館の利用などについて啓発活動を行うことが必要です。

【取組】

- ・ 図書館との連携により、子どもの発達段階に応じた絵本(大型絵本、紙芝居等含む) を借用し、読み聞かせの充実に努めます。
- ・ 身近な子育て支援拠点として、より一層子育て支援センターの周知を図り、読み聞かせの大切さを伝え、家庭においても実践できるよう啓発していきます。
- ・ 親と子のスマイルサロンと公民館との連携により、1・2歳ペアスクールを実施し 五感について学びながら、絵本の楽しさを届けていきます。
- ・ 児童館では、図書館からのリサイクル本の活用などにより読書環境の整備に努めます。
- ・ 読み聞かせの大切さやおすすめの本などの情報を、図書館と連携し、子育て支援サイト「子育てナビ」により発信します。

※子育て支援サイト「子育てナビ」とは

結婚から子育てまで、切れ目のない情報発信を行うために構築したポータルサイト・アプリ。 市のホームページからアクセスできる。



⑤ 教育総務課

【現状・課題】

学校施設の老朽化等に伴い、学校現場からの要望や施設管理上の必要性に基づき、 緊急度や危険性などを考慮しながら、施設の改修や修繕を実施しています。引き続き、 安全で安心な教育環境の整備を行ってまいります。

【取組】

- 利用しやすい学校図書館になるよう読書環境の整備に努めます。
- 計画的な修繕等を実施するため、施設整備のための予算措置に努めます。

⑥ 学校教育課

【現状・課題】

各学校で校内一斉読書やボランティアによる読み聞かせを行うとともに、学校だよりで図書の紹介や、読書状況等の啓発を行っています。また、家庭での読書活動を習慣づけるための積極的な啓発に努めています。

今後も子どもたちの自主的な読書活動の推進を図るために、より一層図書資料の整備充実を図る必要があります。

- ・ 学校図書館図書標準の充足率の向上に努めます。
- 最新情報や児童生徒のニーズに応じた蔵書の充実のための予算措置に努めます。
- ・ 子どもたちの発達段階に応じた読書への興味・関心を高め、楽しみながら読書を する態度を育成します。
- ・ 学校全体で協力・指導していくとともに、教職員の読書に関する指導力の向上に 努めます。
- ・ 講座や講演会を利用し、先生や地域ボランティアによる読み聞かせ等の内容の充 実を図ります。
- 学校間で研究・討議・協力体制を築くよう努めます。
- 図書館や関係機関との連携を図ります。

第3章 継続的な読書活動推進のための体制整備

本計画を効果的に推進するため、関係機関や団体等との連携・協力をさらに強化するとともに、市役所内の関係各課や関係施設とが一体となった取組を進めます。

また、今後も読書活動推進に関する情報の収集・提供はもとより、子ども読書活動を支援するための環境整備を継続してまいります。





〈子どもの発達段階に応じた取組の目安〉

年齢	望まれる環境整備	具体的方法	主な事業の実施 機関など
乳幼児期	●親子での取組が大切です。絵本等を使って、お	・ブックスタート	保健センター
(0歳~3	はなしや声かけをたくさんしてあげます。		
歳頃)	→大人の言葉に耳をすませることができるように	赤ちゃん向け	
	なり、聞く力が育ちます。	読み聞かせ	
(3歳~6	●本の中には、楽しいことが詰まっているという	声かけ	
歳頃)	ことを、子どもに伝えます。	・スキンシップ	・図書館
	→本を媒介にしてコミュニケーションをとること	あそび	あい愛プラザ
	ができ、理解力、集中力がつきます。	・家族触れ合い	(親と子のス
	●おはなしを楽しめるようになったら、ストーリ	読書	マイルサロ
	ーのあるものを読んであげます。	・読み聞かせ	ン、児童館
	→子どもは想像力を働かせ、疑似体験をすること	・手あそび	など)
	で、本の世界を体験することができるので、感	・うたあそび	・幼稚園、保育
	性、想像力が豊かになります。	・わらべうた	所、認定子ど
	●図書館、子育て支援センター等で実施されてい	紙しばい	も園など
	るおはなし会に参加します。	赤ちゃん向け	
	→集団でのおはなし会に慣れていき、長めのおは	読み聞かせ	
	なし会も聞けるようになります。	・おはなし会	
	●自分で本が読めるようになってくるので、身近	・しかけ絵本	
	にたくさんの種類の本がある環境を作ってあげ	・人形劇	
	ます。		
	→自分の読みたい本が選べるようになります。		
 学童期	●学校での読書指導がはじまり、多くの本と出会	 ・読み聞かせ	
(小学校低	う時期なので、読書をすることは楽しいという	・おはなし会	
学年)	ことを学び、家庭での読書を楽しむことができ	・読書相談	• 図書館
1 1/	るようになります。	(良書の紹介)	各学校
	→読書習慣が身につきます。	· 一斉読書	
(小学校中	●読書から離れやすい時期なので、子どもが本を) P.	
学年以上)	読みたくなるような働きかけと、本の紹介等を		
	行います。	・読書スタンプラリー	
	→子どもが、幅広い分野の中から、興味のある本	・夏休み子ども講座	
	を選べるようになります。	・一日子ども図書館員	• 図書館
	●学校の授業の中で、学校図書館を利用します。	・職場体験	· 各学校
	→学校指導要領等を踏まえた積極的な読書活動に	・読書感想画展示	
	より、読書の質を高めます。		
	●関心や興味に沿った魅力的・専門的図書等の資	・職場体験	図書館
青年期	料がある環境をつくります。		各学校
(中高生	→個性や自主性を尊重しながら、本を選択できる		
等)	ようになります。		
• • •	7 7 7 7 7 7 9		

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深 く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、 すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うこ とができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情 を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子ども読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
 - 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県 における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども の読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推 進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策 定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推 進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状 況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策について の計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなけ ればならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書 活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進 計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子ども が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
 - 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう 努めなければならない。

(財政上の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

富岡市子ども読書活動推進計画

策 定 平成30年3月

発行・編集 富岡市・富岡市教育委員会

事 務 局 富岡市教育部生涯学習課

富岡市立図書館

7370-2343

富岡市七日市400-1

Tel 0 2 7 4 - 6 2 - 1 7 3 7